

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 平成28年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額 135,880 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,802,208 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	34,395	481	0	0	5,016	28,898
	障がい者福祉事業	302,842	209,340	0	0	13,829	79,673
	老人福祉事業	17,882	0	0	120	2,627	15,135
	福祉医療事業	227,196	88,398	0	0	20,528	118,270
	児童福祉事業	564,180	390,555	0	1,510	25,456	146,659
	小計	1,146,495	688,774	0	1,630	67,456	388,635
社会保険	国民健康保険事業	185,286	90,765	0	0	13,980	80,541
	介護保険事業	211,834	1,683	0	80,655	19,152	110,344
	後期高齢者医療事業	165,963	19,465	0	200	21,637	124,661
	小計	563,083	111,913	0	80,855	54,769	315,546
保健衛生	母子保健事業	22,914	125	0	0	3,370	19,419
	疾病予防事業	49,577	0	0	0	7,332	42,245
	健康増進事業	20,139	172	0	0	2,953	17,014
	小計	92,630	297	0	0	13,655	78,678
合計	1,802,208	800,984	0	82,485	135,880	782,859	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。